

# 広域連合だより

発行 後志広域連合 総務課  
 〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
 TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
 メール soumu@shiribeshi-kouiki.jp  
 ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第22号 平成30年3月

## 平成30年度から介護保険料が変わります。

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直され、今年が改定の年となります。

介護給付費等の増加が見込まれることや介護報酬が改定になることに伴い、平成30年4月以降の介護保険料は、前年度の保険料と比べ増額となります。

特別徴収（年金からの引き落とし）により介護保険料を納付されている方は、前年の保険料をもとに、仮に算定された保険料額を4月支給分の年金より納めていただきます。

平成30年度の確定した保険料につきましては、7月25日頃送付予定の特別徴収通知書にてお知らせいたします。

普通徴収（納付書により金融機関等で納付）の方につきましては、7月10日頃に納付通知書を発送し、お知らせいたします。

保険料段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・町村民税非課税世帯の老齢年金受給者 ・町村民税非課税世帯で、本人の前年の課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下の方	基準額の0.45	31,100円
第2段階	・町村民税非課税世帯で、前年の課税年金収入+合計所得金額が年間120万円以下の方	基準額の0.75	51,800円
第3段階	・町村民税非課税世帯で課税年金収入+合計所得金額が年間120万円を超える方	基準額の0.75	51,800円
第4段階	・本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに町村民税が課税されていて、本人の前年の課税年金収入+合計所得金額が年間80万円以下の方	基準額の0.90	62,200円
第5段階	・本人は町村民税非課税だが、世帯の誰かに町村民税が課税されていて、本人の前年の課税年金収入+合計所得金額が年間80万円を超える方	基準額の1.00	69,100円
第6段階	・本人が町村民税課税で、前年の合計所得が120万円未満の方	基準額の1.20	82,900円
第7段階	・本人が町村民税課税で、前年の合計所得が120万円以上~200万円未満の方	基準額の1.30	89,800円
第8段階	・本人が町村民税課税で、前年の合計所得が200万円以上~300万円未満の方	基準額の1.50	103,600円
第9段階	・本人が町村民税課税で、前年の合計所得が300万円以上の方	基準額の1.70	117,500円

※ 第1段階の保険料は、公費による軽減後の金額を記載しています。

## ● 健康保険が変わったら必ず届出が必要です！

職場の健康保険と国保の間で切り替えがある場合には、世帯主による届出が必要です。自動的に切り替わることはありませんのでご注意ください。

### 届出に必要なもの

#### ■ 国保に加入するとき

- ① 職場の健康保険を脱退したことを証明するもの（資格喪失連絡票や離職票など）
- ② 印鑑
- ③ マイナンバーの個人番号通知カード又は個人番号カード
- ④ 本人確認書類等

#### ■ 国保を脱退するとき

- ① 職場の健康保険証（脱退する方全員分）
- ② 国保の被保険者証等
- ③ 印鑑
- ④ マイナンバーの個人番号通知カード又は個人番号カード
- ⑤ 本人確認書類等

### 届出はお早めに！

国保に加入する方、脱退する方は、資格を得た日や資格のなくなった日（事実が発生した日）から14日以内に、お住まいの町村役場『国保担当』窓口へ届出をお願いします。

## ● 平成30年第1回後志広域連合議会定例会を開催

平成30年2月27日、俱知安町のホテル第一会館において、平成30年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に山崎広域連合長から平成30年度行政執行方針が述べされました。

議案の審議では、第3次後志広域連合広域計画の変更、条例の一部改正3件、条例の制定1件、平成29年度補正予算2件、平成30年度各会計予算3件が審議され、いずれの案件も原案のとおり可決されました。

#### ◇ 審議された議案と結果

議案第1号	第3次後志広域連合広域計画の変更について	原案可決
議案第2号	後志広域連合滞納整理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第3号	後志広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第5号	後志広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について	原案可決
議案第6号	平成29年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第7号	平成29年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第8号	平成30年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第9号	平成30年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第10号	平成30年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決